

指定地域相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第7条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するもので、令和6年5月1日に作成しました。

1. 事業者の概要

| | |
|------------|--|
| 法人の名称 | 社会福祉法人 会津療育会 |
| 法人の所在地 | 福島県会津若松市神指町榎木檀73番地 |
| 法人の電話番号 | 0242-39-2271 |
| 法人のFAX番号 | 0242-32-3930 |
| 法人のE-mail | jimu-agasse@agasse.or.jp |
| 法人の代表者 | 理事長 竹田 秀 |
| 法人の設立年月日 | 平成8年8月30日 |
| 法人の目的と主な事業 | <p>本法人は、障害者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提供しよう創意工夫することにより、障害者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として活動しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者支援施設アガッセの経営・生活介護（アガッセ）の経営・短期入所事業（アガッセ）の経営・相談支援事業の経営 <p>指定地域移行支援：平成24年4月1日福島県指定 指定地域定着支援：平成24年4月1日福島県指定 指定計画相談支援：平成24年4月1日会津若松市指定 指定障害児相談支援：平成24年4月1日会津若松市指定</p> |

2. 事業所の概要

| | |
|------------|--|
| 事業所の名称 | 障がい者相談支援事業所アガッセ |
| 事業所の所在地 | 福島県会津若松市神指町榎木檀73番地 |
| 事業所の電話番号 | 0242-93-8828 |
| 事業所のFAX番号 | 0242-93-8766 |
| 事業所のE-mail | agasse-sodan@shogaisha-sodan.or.jp |
| 事業所の開設年月日 | 平成12年4月1日 |
| 事業の目的・運営方針 | <ol style="list-style-type: none">1. 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定地域相談支援を利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うよう努めます。2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めます。3. 自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。4. 関係法令等を遵守します。 |

3. 事業所の職員体制

(1) 管理者 1名

(2) 相談支援専門員 兼 地域移行推進員

| 職種 | 人数 | 勤務形態 | 資格等 |
|------------------------------------|----|------|---------------|
| 相談支援専門員 ※地域移行支援・地域定着支援を担当する者を兼務 | 4人 | 常勤 | 社会福祉士、精神保健福祉士 |
| | | 常勤 | 精神保健福祉士、介護福祉士 |
| | | 常勤 | 介護福祉士 |
| | | 非常勤 | 社会福祉士、介護福祉士 |

※上記職員のうち1名が、厚生労働省の定める「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）」を、1名が同「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」を修了しています。

4. 通常の事業の実施地域

会津若松市

5. 事業所の営業日及び営業時間

| | |
|--------|--|
| 営業日・時間 | 月曜日から金曜日まで：午前9時～午後5時30分 土曜日曜、国民の祝日、12月29日～12月31日、1月1日～3日は休館となります。 |
|--------|--|

6. 24時間連絡体制

常時及び緊急時等の相談に応じる連絡体制を整えています。
受付電話番号：0242-93-8828

7. 職員の職務内容

| 職種 | 職務内容 |
|---------------------|---|
| 管理者 | 従業員の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業員に係る法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 |
| 相談支援専門員 | その他の従業員に対する技術的指導及び助言を行います。また、自らも基本相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援の業務を行います。 |
| 地域移行支援・地域定着支援を担当する者 | <p>【基本相談支援】障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定地域移行支援】障害者支援施設や精神科病院等にいる障害者が、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。</p> <p>【指定地域定着支援】居宅において単身で生活する障害者等との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態への対応等を行います。</p> |

8. 指定地域移行支援の提供方法及び内容

(1) 地域移行支援計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認します。その上で、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討します。

支援内容の検討結果を基に、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。

障害者支援施設や精神科病院等における担当者等を招集して地域移行支援計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。

地域移行支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) 地域移行支援計画を基に、次のサービスを提供します。

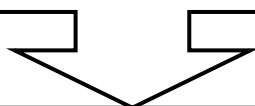
| | |
|-------------------|---|
| 相談及び援助 | <p>利用者に面接し、利用者の心身の状況等を確認した上で、利用者が地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるとともに、障害者支援施設や精神科病院からの外出に同行し、必要な支援を行います。</p> <p>※面接又は同行による支援は、概ね1週間に1回行うものとし、少なくとも、1ヶ月に2回行います。</p> |
| 障害福祉サービス事業の体験的な利用 | <p>利用者の心身の状況等に応じて、地域における生活に移行するための障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）の体験的な利用を行います。</p> |
| 1人暮らしに向けた体験的な宿泊 | <p>利用者の心身の状況等に応じて、利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行います。</p> |

9. 指定地域定着支援の提供方法及び内容

(1) 地域定着支援台帳を作成します。

【台帳作成までの流れ】

利用者に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認します。その上で、利用者が地域において日常生活を営む上での課題等の把握を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援を適切に行えるよう備えます。



支援内容の検討結果を基に、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援の台帳を作成します。

(2) 地域定着支援台帳を基に、次のサービスを提供します。

| | |
|-------------|---|
| 常時の連絡体制の確保等 | <p>利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。</p> |
| 緊急の事態への対処等 | <p>緊急の事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行い、利用者の家族、利用者の利用する障害福祉サービス事業者等その他の関係機関との連絡調整、緊急の場合における一時的な滞在による支援等の措置を講じます。</p> |

10. 利用料金

| | |
|---------|---|
| 相談支援利用料 | 厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。 |
|---------|---|

11. 事故発生時の対応

| |
|---|
| 利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 |
|---|

12. 苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

| | |
|---------|--|
| 窓口担当者 | 主任相談支援専門員 浅沼 宏泰 |
| 苦情解決責任者 | 管理者 長谷川 健二郎 |
| 受付日 | 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。 |
| 受付時間 | 午前9時から午後5時までとなります。 |
| 電話番号 | 0242-93-8828 |
| FAX番号 | 0242-93-8766 |
| E-mail | agasse-sodan@shogaisha-sodan.or.jp |

【第三者委員】

| | |
|------|--------------|
| 職氏名 | 藤井 和代 |
| 電話番号 | 0242-58-1052 |
| 職氏名 | 川島 康司 |
| 電話番号 | 0242-83-3428 |

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は福島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【福島県福祉サービス運営適正化委員会】

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 所在地 | 福島県福島市七社宮 111 福島県社会福祉協議会 |
| 受付日 | 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。 |
| 受付時間 | 午前9時から午後5時までとなります。 |
| 電話番号 | 024-523-2943 |
| FAX番号 | 024-523-2943 |

13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

虐待の防止に関する責任者の選定

【虐待防止責任者】管理者 長谷川 健二郎

【虐待防止責任者】主任相談支援専門員 浅沼 宏泰

成年後見制度の利用支援

苦情解決体制の整備

従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等

14. サービスの提供の記録

本事業所では、指定地域相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定地域相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、指定地域相談支援の実施状況に関する書類を交付します。